

## 東郷町議会議員政治倫理条例

### (目的)

第1条 この条例は、東郷町議会議員（以下「議員」という。）が、その地位が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。

### (議員及び町民の責務)

第2条 議員は、町民の代表者として町政に携わる権能と責務を深く自覚して自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、町民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。

- 2 議員は、公正な職務を妨げるいかなる不当な働きかけにも屈してはならない。
- 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に、真実を明らかにして説明責任を果たさなければならない。
- 4 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

### (政治倫理基準)

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として行動するものとし、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品を授受しないこと。
- (3) 町（町の出資法人（町が設立した公社並びに町が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している公益財団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。以下同じ。）を含む。次条第1項において同じ。）が締結する工事、製造その他の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約及び業務委託契約（以下「請負契約等」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以

下「法」という。) 第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関して特定の業者を紹介し、若しくは推薦し、又は妨害し、若しくは排除する等の働きかけをしないこと。

- (4) 町職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (5) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 政治活動に関して法人その他の団体から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その資金管理団体についても、同様とすること。
- (7) その地位を利用して、町職員に対する物品等の販売その他町職員との各種契約の締結を行わないこと。
- (8) 町又は町の出資法人が補助金等を交付する団体等の役員に就任しないよう努めること。

2 議員は、前項に規定する政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項)

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に関与している企業で次の各号のいずれかに該当するものに対し、町に対する請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させるよう努めなければならない。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 議員が年額100万円以上の報酬、顧問料その他これらに準ずるものを收受している企業
- (3) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

2 議員は、前項の規定により関係企業が請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退するときは、町民に疑惑を持たれないように責任を持って関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

3 議員は、第1項に規定する関係企業があるときは、その企業の名称、所在地及

び代表者並びに当該企業におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した関係企業報告書を、任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に同項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に作成し、議長に提出しなければならない。

4 議員は、前項の規定により作成し、議長に提出した関係企業報告書又はこの項の規定により作成し、議長に提出した関係企業変更報告書の内容に変更がある場合は、その変更の内容について、前項に掲げる事項を記載した関係企業変更報告書を作成し、速やかに議長に提出しなければならない。

5 第2項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に第1項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に議長に提出するものとする。

6 議長は、前項の辞退届の提出状況を公表するものとする。

（審査の請求）

第5条 町民及び議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準又は第4条に規定する請負契約等及び指定管理者の指名に関する遵守事項（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する疑いがあるときは、町民においては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、議員においては、議員定数の2分の1以上の者の連署をもって、審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）が、これを証する資料を添付した請求書（以下「審査請求書」という。）を議長に提出し、審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による審査請求書が提出されたときは、当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 議長は、審査請求が次のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下する。

(1) 第1項に規定する要件を満たしていないとき。

(2) 請求代表者が前項の規定による補正の求めに従わないとき。

(3) その内容が審査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。

( 審査会の設置等 )

第 6 条 議長は、東郷町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は 8 名以内とし、東郷町議会委員会に関する条例（昭和 36 年東郷町条例第 31 号）の委員の選任基準を準用し、議長が指名して組織する。

3 審査会の委員の任期は、1 年とし再任は妨げないものとする。

( 審査会の審査 )

第 7 条 議長は、第 5 条の規定により審査請求が行われたときは、審査会に審査を求めなければならない。

2 審査会は、前項の規定により議長から審査を求められたときは、審査請求の適否又は政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査する。

3 審査会は、前項の審査を行うため、審査の対象となった議員（以下「被請求議員」という。）その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意により非公開とすることができる。

5 審査会は、第 2 項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。

6 議長は、前項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

( 職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会 )

第 8 条 議員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの各条及び第 198 条に規定する贈収賄罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に規定する犯罪その他職務に関連する犯罪（以下これらを「職務関連犯罪」という。）により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員は、身柄を拘束されている場合を除き、その理由を町民に説明する会（以下「説明会」という。）の開催を議長に求めなければならない。

2 議長は、前項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければ

ばならない。

- 3 前項の規定による説明会が開催されないときは、町民は、有権者（法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。）100人以上の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求は、当該議員が起訴された日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。
- 5 議長は、第3項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。
- 6 町民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し当該議員に質問することができる。

（職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会）

第9条 前条の規定は、議員が職務関連犯罪により有罪とする第一審判決の宣告を受けた場合において、なお引き続きその職にとどまろうとするときに準用する。この場合において、同条第4項中「起訴された日の翌日から起算して50日以内」とあるのは、「判決の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日以内」と読み替えるものとする。

（職務関連犯罪による有罪確定後の措置）

第10条 議員は、職務関連犯罪により有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項及び法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続をとるものとする。

- 2 議会は、前項の規定による辞職手続をとらない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

（議員の協力義務等）

第11条 被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められた場合は、それに従わなければならない。

- 2 被請求議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することができる。
- 3 被請求議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

4 前項の規定により弁明書が提出された場合は、議長は、第7条第6項の規定による公表に併せて当該弁明書の全部又はその概要の公表を行うものとする。

(留意事項)

第12条 第3条に規定する事項の運用に際しては、正当な政治活動を抑圧することのないよう留意しなければならない。

(検証及び見直し)

第13条 議会は、3年を超えない期間ごとに、この条例におけるその時点の社会情勢に照らし、並びにこれを検証し、その結果に基づき見直しが必要なときは、これを行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。